

## 第2回独立行政法人評価制度委員会評価部会 議事次第

日時:平成 27 年5月 22 日(金)10:00~10:20

場所:総務省 第三特別会議室

- 1 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルール  
について(諮問に対する答申案件)
- 2 独立行政法人の調達に関する新たなルールについて(諮問に対する  
答申案件)
- 3 平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組  
について(案)(審議)
- 4 その他

### <配布資料>

資料1 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルール関係資料

資料2 独立行政法人の調達に関する新たなルール関係資料

資料3 平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組  
について(案)

(案)

資料 1-1

独 評 委 第 号  
平成 27 年〇月〇日

総務大臣  
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて（意見）

平成 27 年 4 月 9 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり修正することが適当である。

修正後	平成 27 年 4 月 9 日諮問案
<p>1. 基本的考え方</p> <p><u>(5) 上記 (3) 及び (4) の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>1. 基本的考え方 (新設)</p>
<p><u>(6) 在職期間のうち、年度途中で担当業務の変更等があった年度については、上記 (5) を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2. 算定の方法</p> <p>(1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。</p> <p><u>&lt;在職期間が1年未満となる年度がある場合等&gt;</u></p> <p><u>法人の長等及び個別法等によりその職務と権限が定められている役員については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数(1か月未満の期間は切り捨て)を12で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数(1か月未満の期間は切り捨て)を12で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)</u></p> <p><u>また、個別法等によりその職務と権限が定められている役員について、年度途中で上記 1. (4) ①の担当業務の変更等があった場合は、当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が1年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)</u></p>	<p>2. 算定の方法</p> <p>(1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。</p> <p>(新設)</p>
<p>修正の理由</p>	
<p>業務実績をよりの確に反映した業績勘案率の算定を行うため、在職期間が1年未満となる年度や年度途中で担当業務の変更等があった場合について、①在職月数に応じた調整、②役員の就任前や退任後の事象の有無による調整を行うことが必要である。</p>	

(案)

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて

平成 27 年〇月〇日

総務大臣決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の統一的な算定ルールを、以下のとおり決定する。

## 1. 基本的考え方

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率は、法人の業務実績評価に応じ、0.0 から 2.0 の範囲内において、主務大臣が決定する。
- (2) 業績勘案率は、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の確定後に決定する。
- (3) 法人の長及び法人の長に準ずる職務を担う役員（以下「法人の長等」という。）の業績勘案率は、中期目標期間（中長期目標期間を含む。以下同じ。）（注1）の評定を用いて算定する。ただし、中期目標期間の途中における退任等、中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する年度評価の評定を用いて算定する。
- (4) 個別法等によりその職務と権限が定められている役員の業績勘案率は、在職期間の全期間に対応する年度評価における①当該役員の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項についての評定を用いて算定する。
- (5) 上記（3）及び（4）の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。
- (6) 在職期間のうち、年度途中で担当業務の変更等があった年度については、上記（5）を準用する。
- (7) 監事の業績勘案率は1.0を基本とする。ただし、次号に該当する場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができるほか、法人及び役職

員の不適切な業務執行や不祥事等に対し、適切な事後処置等を履行しなかった場合など監事の任務懈怠の場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

- (8) 役員が法人に対する特段の貢献が認められる場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (9) 業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合などは、役員が退職金の支給の可否そのものについて判断する。支給を可とする場合においても、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (10) ①組織的な法令・内部規程違反、②組織体質に起因する法人全体の内部統制の欠如、③役職員の業務の不適切処理、④役職員の不祥事などにより、法人の信用失墜等が生じた場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

(注1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第2項に定める期間を含む。

## 2. 算定の方法

- (1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評価が標準となることを踏まえ、役員が退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。

<在職期間が1年未満となる年度がない場合>

### 【法人の長等】

中期目標期間の全ての個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

### 【個別法等によりその職務と権限が定められている役員】

在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目のうち、上記1.(4)に示された事項の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を対応する全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、

小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

<在職期間が1年未満となる年度がある場合等>

法人の長等及び個別法等によりその職務と権限が定められている役員については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

また、個別法等によりその職務と権限が定められている役員について、年度途中に上記1.（4）①の担当業務の変更等があった場合は、当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が1年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

【評定換算表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

【監事】

上記1.（7）のとおり、監事の業績勘案率は1.0を基本とし、法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合は、その程度に応じて加算又は減算した数値を業績勘案率とする。

(2) (1)にかかわらず、平成25年度以前の年度に係る業績勘案率については、別紙により算定する。

(3) 在職期間が平成25年度以前及び26年度以降の双方の期間にまたがる場

合、(1)及び(2)によりそれぞれ算定した業績勘案率を、各期間に対応する年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

ただし、法人の長等については、(1)により算定を行った中期目標期間を除く期間について別紙により算定を行い、それぞれにより算定した業績勘案率を、各期間に対応する中期目標期間の年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

### 3. 通知手続その他

- (1) 閣議決定1(2)に基づき主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に通知するに当たっては、本決定において、「その程度に応じて」、「当該事情を考慮」など、主務大臣において判断を行った事項について、当該業績勘案率の決定に至った理由等を明記し、算定根拠を明らかにした上で通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣から通知を受けた上記(1)の業績勘案率について、①本決定に沿った算定がなされていない、②算定の根拠となる年度評価の評定が著しく適正を欠いている、③考慮すべき事実が反映されていない、又は④考慮すべき事実の反映の程度が不十分である場合に意見を述べるものとする。
- (3) 役員の退職時期によっては退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合があることから、法人の役員退職手当規程等において、暫定業績勘案率を1.0等とした規定を設け、退職金の概算払いをすることができる。この場合、本決定に基づき業績勘案率を確定した後、速やかに精算を行う。
- (4) (1)の通知の様式その他本決定の実施に必要な細目は、総務省行政管理局から通知する。

(別紙)

平成 25 年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率は、各府省独立行政法人評価委員会が定めた「業績勘案率の考え方」等に基づき算定されていることから、年度評価の各評価項目を点数化して計算する手法によるのではなく、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)及び「今後の業績勘案率の取組について」(平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)に示された考え方を踏まえ、以下により算定する。

なお、本文 1. のうち、(3) 及び (4) は適用しない。

- (1) 業績勘案率は、役員の在職期間の全期間に対応する年度評価の評定結果にかかわらず、1.0 とする。
- (2) 在職期間中にわたり法人の業績が極めて好調な場合は (注 1)、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (3) 在職期間の全期間に対応する年度評価において、①法人の主要業務 (注 2) について C 評定がある場合、又は、② D 評定の評価項目がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (4) 役員個人の業績に特段の加算要因 (注 3) がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (5) 役員個人の職務と責任に関し、減算要因 (注 4) がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 上記 (5) の場合、減算するべきではない特段の事情 (注 5) がある場合は、当該事情を考慮することができる。

(注 1) 中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合や、全評定項目に占める S (最上級) の評定が 2 割を超える場合など

(注 2) 原則として、法人の予算額に占める割合が 10% 以上または当該業務に従事する常勤職員数が全常勤職員の 10% 以上となる業務

(注 3) 斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまない業績が、当該役員個人のイニシアティブによって実現した場合など

(注 4) 業務の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用失墜の場合など

(注 5) 通常の原因分析と再発防止では足りず、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で一時的な報酬の自主返納ではなく、法人として報酬を減額した場合など



(案)

総 管 査 第 ○ 号  
平成27年○月○日

各府省大臣官房長等 殿

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の  
算定ルールに基づく計算例及び通知様式について

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについては、平成27年○月○日付け総務大臣決定の「3. 通知手続その他(4)」に基づき、計算例を別紙1、通知様式を別紙2のとおり定めたので、通知する。

(注) 別紙2の通知様式は、便宜のため適宜数式例を記入していることに留意されたい。

## 【計算例1】 ※中期目標期間の全期間を在職して退職した理事長の例

(平成23年4月1日～平成28年3月31日の60か月在職)

※中期目標期間は平成23年度～27年度

業務（大事項、中事項、小事項）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	中期目 標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	—	—	—
●●業務（主要）	A	S	A	B	B	A
△△業務（主要）	A	B	A	A	B	B
××業務（主要）	A	S	B	B	B	A
○○業務	A	A	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	A	B	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 組織運営	A	B	A	B	B	B
2 業務運営の効率化	B	A	B	B	C	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 予算	A	A	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	B
3 剰余金の使途	B	A	A	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	A	B	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	A	B	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

**【計算例 2】 ※2期以上の中期目標期間を在職した理事長の例**

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 120 か月在職)

※中期目標期間は平成 18 年度～22 年度、23 年度～27 年度

業務 (大事項、中事項、小事項)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	18～22 年度 中期目標期間	23～27 年度 中期目標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	B	A	B	—	—
●●業務 (主要)	S	A	B	B	A	A	A
△△業務 (主要)	A	A	B	A	B	A	B
××業務 (主要)	S	B	A	A	B	A	A
○○業務	B	A	B	A	B	B	A
◎◎業務	A	B	B	B	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	B	B	B	B	B	—
1 組織運営	A	C	C	C	B	C	B
2 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	—
1 予算	B	B	B	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	A	B
3 剰余金の使途	B	B	B	B	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	B	A	A	A	A	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	A	B	B	B	B	—
1 職員人事に関する計画	B	A	A	A	B	A	B
2 積立金の処分に関する事項	B	A	B	B	A	B	B

(注 1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注 2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. 【平成18～22年度評価の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数65項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の加算及び減算要因は認められない。
- 当該期間の業績勘案率は 1.0

4. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) \div (5 + 5) = 1.05 \Rightarrow \underline{1.1}$ （小数点第二位を四捨五入）

5. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

**【計算例3】 ※4年間在職した理事の例**

(平成24年4月1日～平成28年3月31日の48か月在職：担当業務は△△業務と××業務)

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	B
△△業務（主要）	B	A	A	B
××業務（主要）	S	B	B	B
〇〇業務	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

① 理事の担当業務等の業績

- A評定の数=1、B評定の数=18、C評定の数=1（全項目数20）
- $1 \times 1.5 + 18 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 20.0$
- $20.0 \div 20 = \underline{1.0}$

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数26項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認められることから、0.2加算する。
- 当該期間の業績勘案率は 1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例4】 ※2年7ヶ月間在職した理事の例（年度途中の退任がある場合）

（平成24年11月1日～平成27年5月31日の31か月在職:担当業務は△△業務と××業務）

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	—
△△業務（主要）	B	A	A	B(注3)
××業務（主要）	S	B	B	B
○○業務	A	A	A	—
◎◎業務	A	A	B	—
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	B
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

（注1）業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

（注2）算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

（注3）平成27年度の当法人の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の在職期間の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。



1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」に基づき算定

① 平成 26 年度評価の算定

- A 評定の数 = 1、B 評定の数 = 9（全項目数 10）
- 平成 26 年度は、1 年間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値」は  $12 \div 12 = 1$  となる。
- $(1 \times 1.5 + 9 \times 1.0) \div 10 \times 1 = 10.5 / 10$

② 平成 27 年度評価の算定

- B 評定の数 = 10（全項目数 10）
- 平成 27 年度は、2 か月間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値は」は  $2 \div 12 = 1/6$  となる。
- $(10 \times 1.0) \div 10 \times 1/6 = 1/6$

③ 「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」による算定

- ①と②の合計を、在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値で除す。
- 「在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値」は  $14 \div 12 = 7/6$  となる。
- $(10.5 / 10 + 1/6) \div 7/6 = \underline{1.0}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を 1.0 と仮置きする。
- S 評定は 2（全項目数 26 項目の 2 割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務に S 評定があり、中期目標の想定を超える目覚しい実績と認められることから、0.2 加算する。
- 当該期間の業績勘案率は 1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

〇 〇 第 〇 号  
平成〇年〇月〇日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 大 臣  
〇 〇 〇 〇

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率については、別紙のとおり決定したので、通知する。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
<b>①算定【平成26年度以降】</b>		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間の全期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
<b>①業績勘案率</b>		1.1
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
<b>②算定【平成25年度以前】</b> (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間：平成23年度～25年度 (3年間)		
※上記①に含まれているため、改めて算定しない。		
法人業績による加算	—	
主要業務のC評定	—	
D評定	—	
役員個人の加算要因	—	
役員個人の減算要因	—	
減算すべきでない事情	—	

②業績勘案率		—	
③算定【①及び②による算定】（「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	—	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等（「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	<p>その他考慮すべき事情等はない。</p> <p>※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。</p>	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成18年4月1日～平成28年3月31日	
<b>①算定【平成26年度以降】</b>		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.1</b>
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
<b>②算定【平成25年度以前】</b> (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間①：平成23年度～25年度 (3年間) ⇒上記①に含まれているため、改めて算定しない。 算定する期間②：平成18年度～22年度 (5年間) ⇒「2. 算定の方法 (2)」により算定		
法人業績による加算	該当なし。 (総評価項目65項目のうち、S評定は0項目)	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、加算の程度とその理由を記載		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.0		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) / (5 + 5) = 1.05$	③業績勘案率	1.1
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>⑤最終算定【③及び④による算定】</b>			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 在職期間が二以上の中期目標期間にまたがる理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事	
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日	
担当業務	△△業務、××業務	
<b>①算定【平成26年度以降】</b>		
(「2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）		
平成26年度～27年度		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	1	1.5
B	18	18.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	20	20.0
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.0</b>
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
<b>②算定【平成25年度以前】</b> （「2. 算定の方法(2)」による算定）		
※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。 算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）		
法人業績による加算	該当なし。 （総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評価があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、 <u>0.2</u> 加算する。		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.2		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>⑤最終算定【③及び④による算定】</b>			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。



理事の場合②  
(在職期間が1年未満  
となる年度がある場合)

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成24年11月1日～平成27年5月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
<b>①算定【平成26年度以降】</b>			
(「2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がある場合等>」による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度(2年間)			
平成26年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	1	1.5	
B	9	9.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.5	
在職月数を12で除した数値		1	
平成27年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	0	0.0	
B	10	10.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.0	
在職月数を12で除した数値		1/6	
全在職期間の月数を12で除した数値		7/6	
計算	$(10.5 \div 10 \times 1 + 10.0 \div 10 \times 1/6) \div 7/6 = 1.04$		①業績勘案率 1.0
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		

業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
<b>②算定【平成25年度以前】</b> （「2. 算定の方法（2）」による算定）			
<p>※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。</p> <p>算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）</p>			
法人業績による加算	<p>該当なし。</p> <p>（総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）</p>		
主要業務のC評定	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
D評定	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
役員個人の加算要因	<p>△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、<u>0.2加算</u>する。</p>		
役員個人の減算要因	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
減算するべきでない事情	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
<b>②業績勘案率</b>	<b>1.2</b>		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	<b>③業績勘案率</b>	<b>1.1</b>
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
<b>⑤最終算定【③及び④による算定】</b>			
④の反映	<p>その他考慮すべき事情等はない。</p> <p>※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。</p>	<b>業績勘案率</b>	<b>1.1</b>

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
<b>①算定【平成26年度以降】</b>			
〔2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>〕による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）			
平成26年度～27年度			
評定	個数	点数	
S	1	2.0	
A	3	4.5	
B	15	15.0	
C	1	0.5	
D	0	0.0	
—	20	22.0	
<b>①業績勘案率</b>		1.1	
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
<b>②その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方(8)～(10)」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>③最終算定【①及び②による算定】</b>			
②の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、①で算定した業績勘案	業績勘案率	1.1

	率に加算・減算する。		
--	------------	--	--

(注)

1. 平成26年度以降在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 監事		
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日		
<b>①算定</b> （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
<b>②最終算定</b>			
①の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、加算・減算する。	業績勘案率	1.0

(注)

1. 平成24年4月～28年3月までの期間在職した監事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(案)

独 評 委 第 号  
平成 27 年〇月〇日

総務大臣  
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について  
(意見)

平成 27 年 4 月 9 日付けをもって意見の求めのあった標記については、意見はない。

## 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成 27 年〇月〇日  
総務大臣決定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

## 記

## 1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 32 条、第 35 条の 6 及び第 35 条の 11 の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）によることとする。

## 2. 調達等合理化計画の策定等

## (1) 調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は、原則として毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。



イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、~~新たな~~前年度までの取組に関する評価結果を踏まえ、随意契約に関する内部統制の確立 ~~→~~や不祥事の発生防止のための当該年度における取組内容 ~~について~~を、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

## (2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

## 3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

- (1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。
- (2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

#### 5. その他

- (1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。
- (2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。
- (3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。

## 独立行政法人における調達等合理化計画策定要領

平成 27 年〇月〇日  
総務省行政管理局

調達等合理化計画については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定、別添参照)を踏まえ、下記のとおり策定していただきたい。

### 記

#### 1. 調達等合理化計画の策定・公表の時期

調達等合理化計画については、原則として毎年度6月末までに策定・公表すること(平成 27 年度計画の策定・公表については、7月末までとする)。また、公表の際には、内容が多岐にわたる場合等には、調達等合理化計画の内容が国民に分かりやすく伝わるように、その概要が分かる要約版を作成するなどの工夫をすること。

調達等合理化計画の策定後は、速やかに主務大臣に報告すること。

#### 2. 調達等合理化計画に盛り込む事項

##### (1) 調達の現状と要因の分析

前年度の契約状況について、①競争性のある契約(競争入札等、企画競争・公募)及び競争性のない随意契約の実績(件数・金額)、並びに②一者応札・応募の実績(件数・金額)を記載するとともに、過去の実績から大きく増減している場合はその要因を分析し、記載すること。また、調達の全体構造を分析するなど、可能な限り「重点的に取り組む分野」の選定理由につながるような記載をすること。

##### (2) 重点的に取り組む分野の選定

各法人は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、重点的に調達の合理化に取り組む分野として、各法人の前年度の調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達合理化の進捗状況などを可能な限り把握・分析した上で、改善の余地があると認められる分野等を選定し、記載すること。

(案)

(3) 調達合理化の取組内容

(2)で選定した分野については、例えば、次①から⑤のような観点から、調達合理化の具体的な取組内容を記載すること。

- ① 競争性の確保を大原則としつつ、様々な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図ること。
- ② 調達グループを超えた共同調達の実施等、規模の経済性を活用すること。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること。
- ④ 官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮をするほか、グリーン購入法、環境配慮契約法等の諸施策との整合性に留意すること。
- ⑤ 職員のスキルアップを図ること。

(4) 調達に関するガバナンスの徹底

- ① 随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、随意契約の事前チェック機能を確保するために当該年度に採ろうとする体制の整備や取組内容について、具体的に記載すること。
- ② また、談合や予定価格漏洩といった調達に関する不祥事の発生を未然に防ぐ観点から、法人内でどのような取組を行っていくか具体的に記載すること。

(5) その他の取組

各法人において、(3)及び(4)以外に費用対効果や事務量対効果を勘案した上で、合理的な業務の遂行に資する取組の実施を計画している場合には、当該取組を記載すること。

(6) 調達等合理化の目標

(3)から(5)の取組により目指すべき調達等合理化の目標を記載すること。

目標は事後の検証が可能となるよう、可能な限り、定量的な目標設定とすること。定量的な目標としては、調達等合理化による効果(例:調達金額の節減額、調達等合理化の対象とする契約額、共同調達の実施品目等)に関するものが考えられる。目標設定に当たっては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)」における「業務運営の効率化に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方を参考にすること。(注)

また、定量的な評価が困難な取組であっても、現状を改善しようとするプロセスについて、ノウハウ等の共有化・標準化を進めていきたいと考えているので、積極的に記載すること。

(案)

(注) 調達金額を定量的な目標とする場合、税率上昇分や物価上昇率を目標の数値から除くこととするなど、適切な配慮をする必要がある。

(7) 自己評価の実施方法

自己評価の位置付け(毎年度の業績評価の一環として実施)、自己評価の実施時期(年度末終了後)、主務大臣による評価、主務大臣による評価結果のその後の調達等合理化計画への反映等を記載すること。

(8) 調達等合理化の推進体制

各法人における推進体制の構成や役割等、契約監視委員会の点検等を記載すること。

推進体制については、既存の調達や契約に関するプロジェクトチーム等を活用していただいても構わないが、調達等合理化の実効性を確保するためにも、総務担当理事が総括的な責任者となる構成とすることを基本とすること。

なお、各法人の判断により、総括的な責任者をより上位の職位の者とすることができる。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づいて設置された契約監視委員会がある場合には、当該委員会を総務大臣決定に基づく委員会とみなすことができる。

調達等合理化計画の策定・改定に当たっては、原則として事前に契約監視委員会の点検を受け、その意見を反映した調達等合理化計画とすること。ただし、形式的な改定については、事後に点検をうけることで差し支えない。

(案)

別紙

平成 27 年 月 日

平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人〇〇機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 〇〇機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は〇〇件、契約金額は〇〇円である。また、競争性のある契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)、競争性のない契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は〇.〇%の増、金額は〇.〇%の増)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具体的に記載する)。

表1 平成 26 年度の〇〇機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数 (%)	金額 (%)	件数 (%)	金額 (%)	件数 (%)	金額 (%)
競争入札等	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
企画競争・公募	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のある契約(小計)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のない随意契約	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(%)	(%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 〇〇機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は〇〇件(〇.〇%)、契約金額は〇〇円(〇.〇%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は〇.〇%の減、金額は〇.〇%の減)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具

(案)

体的に記載する)。

表2 平成26年度の〇〇機構の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	( %)	( %)	( %)
	金額	( %)	( %)	( %)
1者以下	件数	( %)	( %)	( %)
	金額	( %)	( %)	( %)
合計	件数	(100%)	(100%)	(100%)
	金額	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、〇〇〇〇関係及び〇〇〇〇関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、低下すると見込まれる競争契約に占める二者応札割合など】

- ① ……………
- ② ……………

### (2) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成27年度においては、新たに①～③の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。【当該取組の結果、節減が見込まれる経費等(法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価など)】

- ① ……………
- ② ……………
- ③ ……………

(注)必要に応じ、官公需法等への取組について記載すること。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された〇〇検証チーム(総括責任者は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、……の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(案)

【〇〇検証チームによる点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

(例1) 当法人では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無いが、以下の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。【検討・実施結果】

(チェックの観点)

- ・ 〇〇法人で発生した不祥事の原因
- ・ .....
- ・ .....

(例2) 平成〇〇年〇〇月の〇〇事業所の契約担当職員による予定価格漏洩事件の発生をふまえ、二度とこのような不祥事が発生しないように、(事業により内部又は第三者による)調査委員会による原因解明をふまえ、組織対応するなかで明らかになった問題点への対応策を検討し、必要な措置を講じる。

特に業務フローベースで、以下の観点から徹底的な検討を行う。【検討・実施結果】

(検討の観点)

- ・ 相互牽制機能の強化
- ・ .....
- ・ .....
- ・ .....

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、〇〇を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 〇〇〇〇  
副総括責任者 〇〇〇〇  
メンバー 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か



(案)

年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、〇〇機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

(注) 当調達等合理化計画の作成例は、調達等合理化計画の策定要領(平成 27 年〇月〇日行政管理局長通知)に記載された内容を理解しやすくした資料である。「1. 調達の現状分析」における表 1~2 については、全法人における取組や改善の状況を継続して把握していく必要があるので、表の修正をしないこと。

(案)

## 平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について

平成 27 年 5 月 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人については、平成 27 年 4 月 1 日以降、改正された独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条第 1 項（中期目標管理法）、第 35 条の 6 第 1 項（国立研究開発法人）並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項（行政執行法人）に基づき、主務大臣による評価が行われることとなった。

通則法第 12 条により設置された独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、同法第 12 条の 2 第 1 項各号の事務を所掌している。委員会は、①主務大臣が中（長）期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に行う、中（長）期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（以下「見込評価」という。）の結果についての意見、②主務大臣が行う中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見、③主務大臣が作成する中（長）期目標（案）についての意見、④主務大臣が行う年度評価、期間実績評価の結果についての意見等を述べることとされている。平成 27 年度は、委員会として初めて、これらの意見等について調査審議を行うこととなる。

独立行政法人制度は、主務大臣が業務運営に関する目標を定め、その目標達成に向けて法人が適正、効果的かつ効率的に公共的な業務を計画的に実施するとともに、法人自ら及び主務大臣が法人の業務の実績について評価を行い、その結果を次期以降の中（長）期目標の作成、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し等に活用する仕組みである。主務大臣の下における P D C A サイクルを徹底することは、今般の独立行政法人制度改革の重点の一つである。委員会が上記の各意見を述べる際にも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）等を踏まえることが重要である。

以上を踏まえ、委員会としての審議事項及び検討の視点等の明確化に資するため、平成 27 年度における委員会の評価に関する取組の基本方針を以下のとおりとする。

**I 見込評価の結果についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項関係】**

主務大臣が行う見込評価の結果に関する意見については、以下により、評価指針

等を踏まえ厳正に調査審議を行う。また、その際には、①対象法人に係る政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）の累次の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況を勘案するとともに、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を参考にするものとする。

## 1 評価指針

### (1) 策定の経緯

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価の結果を組織・事業の見直しや改廃に活用していくものであることから、どのようにして適正かつ厳正な評価を実施するかが極めて重要である。

今般の独立行政法人制度改革では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるため、各府省独立行政法人評価委員会がそれぞれ評価基準を定め、それに基づいて評価を行うそれまでの仕組みから、総務大臣が業務の評価に関する政府統一的な指針を定め、それに基づいて主務大臣が自ら評価を行う仕組みに改められた。

### (2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

主務大臣が行う見込評価は、当該評価の結果を中（長）期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中（長）期目標の策定に活用することを目的としている。見込評価がこれらに活用し得る実効性のある評価となるためには、事業等のまとまりごとの業務の実績に関する定量的、客観的な指標に基づき、その評定に至った根拠、理由等が明確にされるなど、評価指針に基づき適切に実施されることが必要である。

このため、委員会における調査審議に当たっては、以下の点等について確認するものとする。

- ① 目標と実績の比較により、目標の達成及び進捗状況を的確に把握した上で業務運営上の課題を的確に把握した評価がなされているか。
- ② 目標と実績の差異についての要因分析が的確に行われているか。
- ③ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上での評価が行われているか。

また、評価に当たっては、評価指針において、「S」、「A」、「B」、「C」又は「D」の 5 段階の評定を付すことにより行うこと、また、定量的な目標に対して 100%以上 120%未満の達成度合いである場合に「B」評定を付し、当該評定を標準とすることとされている。

したがって、委員会における調査審議に当たっては、「B」を標準として評定が適切に付されているか、また、「S」又は「A」評定が付されている場合、その根拠が具体的かつ明確に示されているかについて厳正に確認するものとする。

## 2 対象法人に係る政独委の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況

### (1) これまでの経緯

従来、独立行政法人の中期目標期間（3～5年）の終了時に主務大臣が行う法人の組織・業務全般の見直しについては、平成15年度以降、政独委において「勧告の方向性」という形で指摘事項が取りまとめられてきた。また、各府省の評価委員会が実施する毎事業年度における業務実績に関する評価の結果に関しては、政独委において、二次的に横断的な評価が行われてきた。政独委によるこれらの取組は、法人個々の目的、業務の特性等を踏まえ、法人の適正かつ効率的な運営や、評価の厳格性・信頼性を確保するために行われてきたものである。

### (2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣の下における対象法人についてのP D C Aサイクルを徹底する観点からは、これら「勧告の方向性」等の主な視点や指摘内容とその指摘を受けて法人及び主務大臣がどのような措置を講じてきたかを確認することが必要である。このため、委員会における調査審議に当たっては、「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた当該法人及び主務大臣における取組状況を勘案するものとする。

## 3 「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委）（各法人共通意見）

### (1) 基本的な考え方

平成27年度から新たな中（長）期目標期間が始まった12独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において調査審議が行われ、本年2月、各法人に共通する基本的な事項として標記意見が取りまとめられ、主務大臣に通知された。

主務大臣による見込評価の結果は、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用され、また、次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映されることで、主務大臣の下におけるP D C Aサイクルが徹底されることとなる。そのためには、法人の長の下で自律的な法人運営が機能することが前提となる。

### (2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、標記意見のうち、法人の長の下での自律的な法人運営のP D C Aサイクルの強化に資する以下の指摘内容等を参考にするものとする。

- ① 中(長)期目標における一定の事業等のまとめりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人の業務の特性に応じた施設別のセグメント情報、研究分野別セグメント情報は開示されているか。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を適切に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行っているか。

## II 中(長)期目標期間の終了時の検討・措置についての意見の主な視点【通則法第12条の2第1項第2号、第35条第3項、第35条の7第4項関係】

### 1 基本的な考え方

政府は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、独立行政法人が業務運営等に係る国民への説明責任を果たしつつ、その政策実施機能を最大化することができるようにするための独立行政法人制度改革の基本的な方向性と講ずべき措置等を決定した。同閣議決定は、独立行政法人の組織・業務全般について、網羅的にその見直しの方向が整理された直近のものであり、今後の法人の見直しに当たっての重要な考え方となるものである。

また、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」(平成15年7月1日政独委決定)において、独立行政法人の中期目標期間の終了時の検討・措置に関する政独委としての調査審議の基本的な考え方が整理されている。同方針では、対象法人の特定の事務及び事業を取り出して局所的に改廃措置を検討するのではなく、当該法人の事務及び事業の全体についてその改廃の必要性に関する大局を押さえた検討を行い、その結果必要と認められる改廃の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じた法人の具体的な改廃措置の検討を集中的・重点的に行うこととされており、委員会においても、その考え方を再確認することとする。

さらに、政独委はこれまで「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)において示された見直しに係る視点や具体的措置内容を踏まえ「勧告の方向性」を取りまとめてきたところであり、これら累次の指摘事項等は、新たな独立行政法人制度の下においても引き続き重要な参考となる。

## 2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、それらで示された以下のような視点により検討を行うものとする。

なお、委員会が述べた意見に実効力を持たせるため、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣への勧告（通則法第35条第4項及び第35条の7第5項）と、これに続く措置として内閣総理大臣への意見具申（同法第35条の2）ができることとなっている。委員会としては、主務大臣による意見の反映状況を注視し、必要に応じ、これらの権限を適切に行使するものとする。

### (1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの主な視点

#### ア 事務及び事業の在り方に関する視点

(ア) 国が関与する事務及び事業としての必要性、妥当性

i) 政策目的の達成状況

ii) 社会経済情勢の変化の状況

iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係

iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

(イ) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

#### イ 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

(ア) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係

(イ) 現行の実施主体の財務状況

(ウ) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係

(エ) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

#### ウ 事務及び事業の実施方法・手段の適切性に関する視点

(ア) 実施方法等の効率性、代替可能性

(イ) 関連する事務及び事業の実施方法等との分担関係

(ウ) 現行の実施方法等と人事との関係

#### エ 事務及び事業の効率性、有効性に関する視点

(ア) 効率化、質の向上等の達成状況

(イ) 効率化、質の向上等に係る指標の動向

(ウ) 勘定区分の機能状況

(エ) 受益者負担の在り方

#### オ 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

### (2) 事務及び事業の改廃に係る主な具体的措置

ア 事務及び事業の廃止

イ 民間又は地方公共団体への移管

ウ 事務及び事業の一部又は全部の統合

- エ 事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減等
- オ 事務及び事業の他の独立行政法人への移管等
- カ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- キ 事務及び事業の特化・重点化又は整理縮小
- ク 事務及び事業の運営の合理化・適正化・効率化
- ケ 市場化テストその他事務及び事業についての改善措置の試行的実施
- コ 保有資産の見直し

### (3) その他独立行政法人の組織の見直しに係る主な具体的措置

ア 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

イ 不祥事案件など、著しい信用失墜事件が発生した法人については、事実関係の把握結果と発生要因の分析、再発防止策等の取組状況を踏まえ、再発防止を徹底する観点から、内部統制システムの強化による責任ある体制の確立など、必要な組織体制の見直しを行う。

## Ⅲ 中（長）期目標（案）についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 29 条第 3 項、第 35 条の 4 第 3 項関係】

中（長）期目標（案）に関する意見については、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、以下により、目標策定指針等に基づき厳正に調査審議を行う。また、その際には、①見込評価の結果及び中（長）目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を踏まえて検討を行うものとする。

### 1 目標策定指針等

#### (1) 策定の経緯等

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価結果を組織・事業の見直しや改廃に活用するものであることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等が明確に把握できるような目標を定めることが必要である。

このため、今般の独立行政法人制度改革により、上述した評価指針に加えて、新たに主務大臣が中（長）期目標を定める際、全ての法人の中（長）期目標について具体性や的確性、明確性を確保することを目的として、総務大臣が政府共通的な基準である目標策定指針を策定することとされた。

## (2) 具体的な取組方針

委員会における調査審議に当たっては、中（長）期目標（案）が、目標策定指針等に基づき、以下の点などについて、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化する観点から適切なものとなっているか、また、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかを確認するものとする。

- ① 何についてどのような水準を実現するのか。
- ② アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めているか。
- ③ できる限り定量的な目標となっているか。
- ④ 統合することとされた法人については、統合に伴う効果の中（長）期目標（案）にどのように反映されているか。

## 2 対象法人に係る見込評価結果及び中（長）期目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見

### (1) 基本的な考え方

主務大臣は、見込評価の結果を、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用するとともに、それらの内容を当該法人の次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映させることで、主務大臣の下におけるPDCAを徹底することとなる。

### (2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣によるこれらの評価の結果が、次期中（長）期目標に集約されることとなることから、主務大臣によるそれらの検討・措置に対する委員会の意見の内容が、当該法人の中（長）期目標（案）に的確に反映されているか、厳正に確認を行うものとする。

## 3 「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委）（各法人共通意見）

### (1) 基本的な考え方

平成27年度から新たな中（長）期目標期間が始まった12独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において、改正された通則法の下、目標（案）の内容が目標策定指針等に沿った適切なものとなっているか確認を行い、本年2月、各法人に共通する基本的な事項とし



て、標記意見が取りまとめられ、各主務大臣に通知された。

標記意見の内容は、基本的に目標策定指針を踏まえたものであるが、加えて「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂を踏まえ、以下の内容を各法人に共通する事項として意見を取りまとめ、各主務大臣に通知しているところである。

## (2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、以下の内容を踏まえるものとする。

- ① 運営費交付金の収益化基準として業務達成基準の原則化に伴い、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記すべき。
- ② 目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

## IV 年度評価及び期間実績評価についての意見【通則法第12条の2第1項第2号、第6号、年度評価（第32条第1項第1号、第35条の6第1項第1号、第35条の11第1項）、期間実績評価（第32条第1項第3号、第35条の6第1項第3号）】（注）

### 1 基本的な考え方

通則法では、主務大臣は、独立行政法人の業務の実績等に関し、年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）、期間実績評価（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）を、それぞれ行うこととされている。

これらの評価について、委員会は、通則法第12条の2第1項第6号により、公表された評価結果又は評価指針に基づき各府省から提出される評価書に関し、これらの評価の実施が著しく適正を欠くと認める場合は、主務大臣に対し意見を述べることとされている。

### 2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、これらの主務大臣が行う独立行政法人の業務の実績等に関する評価については、目標策定指針及び評価指針に照らして、以下のような実施方法や評価結果等となっていないか、確認するものとする。

- ① 目標策定指針において評価単位とされている中（長）目標の項目のうち、評価されていない項目がある。
- ② 評価対象とすべき業務実績、事実関係に基づき適切に評価されていないなどその過程に問題がある。

- ③ 評価指針に基づき「B」評定を標準とすることとされているところ、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分のまま「S」又は「A」評定が付されている。

(注) このほか、国立研究開発法人の「中長期目標期間中間評価」(通則法第 35 条の 6 第 2 項。中長期目標期間が 6 年又は 7 年の場合、法人の長の任期(3 年又は 4 年)の終了後、主務大臣がより適切と認める者を法人の長に任命する等のため、当該法人の長が在職していた期間の業務実績について主務大臣が行う評価)及び行政執行法人の「効率化評価」(通則法 35 条の 11 第 2 項。3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する実施状況について主務大臣が行う評価)があるが、平成 27 年度は対象法人がない。

#### 別紙 独立行政法人の事務・事業の見直しに係る既往の閣議決定等について

資料 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針  
(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 2 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織業務全般の見直しについて  
(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)

資料 3 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針  
(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

独立行政法人の事務・事業の見直しに係る既往の閣議決定等について

- 資料 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針  
(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 資料 2 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織業務全般の見直しについて (平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)
- 資料 3 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針  
(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 資料 4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針  
(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

## 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の取組の方針

平成15年7月1日

### 政策評価・独立行政法人評価委員会決定

#### 前文

独立行政法人については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条第1項により、主務大臣が、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

当委員会は、独立行政法人通則法第35条第3項により、主務大臣が独立行政法人について上記の見直しのための検討を行うに当たって、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととなる。当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、この主務大臣による検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であると認識している。

本方針は、このような認識に基づき、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものであり、当委員会としては、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、実効性ある勧告を行うことができるよう、本方針に沿って積極的な取組を行ってまいり所存である。また、本方針については、勧告の実効性を一層高めるべく、今後、当委員会の勧告、主務大臣の見直し等の実績を踏まえるとともに、各方面の御意見をも伺いつつ、適時に必要な改善を行ってまいりたい。

なお、現在、政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成11年6月9日衆議院行政改革に関する特別委員会)及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成11年7月8日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会)に基づき、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討が行われているところであり、その検討に当たって、本方針が適切に活用されることを期待する。また、同基準においては、各独立行政法人の事務及び事業の見直しが、その効果を真に発揮することができるようにするとの観点から、独立行政法人の廃止、民営化を含めた組織の見直しのための基準が盛り込まれることが望まれる。

さらに、各府省の独立行政法人評価委員会が、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、本方針が参考となることを期待する。

## 目次

- 1 基本的考え方
  - (1) 勧告の位置付け及び性格
  - (2) 検討の基本的な考え方
- 2 勧告の時期
- 3 検討の視点等
  - < 共通の視点 >
  - (1) 事務及び事業の在り方に関する視点
  - (2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点
  - (3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点
  - (4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点
- 4 検討の手順
  - (1) 年度評価における事務及び事業全体の精査
  - (2) 具体的な措置の検討
    - < 独立行政法人の事務及び事業について想定される措置 >
- 5 透明性の確保及びフォローアップの実施

### 1 基本的考え方

#### (1) 勧告の位置付け及び性格

独立行政法人のすべての業務については、各府省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)及び中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)と、これらの結果に対する当委員会の評価を通じて、逐次改善が図られることとされている。さらに、中期目標の期間の終了時には、これらに加えて、独立行政法人の組織及び業務の全般について、主務大臣による抜本的な検討が行われることとされている。

当委員会は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に対し勧告(以下単に「勧告」という。)することができることとされており、この勧告は、主務大臣による抜本的な検討のための重要な要素となるものと位置付けられる。

また、本勧告は、年度評価及び中期目標期間評価に対する当委員会の意見とは異なり、各府省の独立行政法人評価委員会による第1次的な判断を前提に当委員会が第2次的な判断を行うという性格のものではなく、年度評価の結果について評価を行う際に得られた情報、新たに収集した情報等を基に、当委員会が、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、自ら直接判断を行うという性格のものである。

## (2) 検討の基本的な考え方

当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し勧告することができることとされているが、当該独立行政法人が担う事務及び事業の全体に着目することなく、その一部の事務及び事業のみを主要な事務及び事業としてあらかじめ取り出し、局所的に改廃措置を検討するという手法では、木を見て森を見ない勧告を行うこととなりかねず、適当ではない。

また、そもそも、独立行政法人によって業種、規模、中期目標・中期計画の規定振り等に相当程度の幅があるため、独立行政法人が行う主要な事務及び事業を一定の基準であらかじめ取り出し、それを勧告のための検討の対象として特定しておくのは、形式的・画一的すぎるものとする。

したがって、当委員会としては、まず、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体についてその改善の必要性に関する検討を大づかみに行うこととし、その結果、必要と認められる改善の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じ、改善の鍵となるべき独立行政法人の主要な事務及び事業を的確に把握して、その具体的改廃措置の検討を集中的・重点的に行い、これを踏まえて、主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うという手法を採用することとする。

なお、上記の検討に当たっては、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、独立行政法人の作業負担をできるだけ軽減するものとする。

## 2 勧告の時期

主務大臣は、中期目標の期間の終了後に、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる定期的な検討を行い、その結果に基づき、関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置の見直し等所要の措置を講ずることとなるが、当該措置を講ずる時点では、各独立行政法人において既に新たな中期目標の達成に向けた業務運営が開始されている状況にある。

このため、主務大臣による見直しを実効性あるものとするためには、見直すべき組織及び業務が、新たな中期目標の下で長期間にわたってそのままの形で存続することとならないよう、主務大臣による所要の措置ができる限り早期に実施される必要がある。

したがって、主務大臣による検討のための重要な要素となる当委員会の勧告についても、これを行う場合には、原則として、遅くとも新たな中期目標の期間の二年度目には、勧告の内容を具体化することが可能となるよう、中期目標の期間の終了後、できるだけ速やかに行うこととすべきである。

## 3 検討の視点等

当委員会は、以下の共通の視点及び個別の独立行政法人の特性(以下「視点及び特性」という。)を踏まえ、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体について改善の必要性に関する検討を大づかみに行うとともに、改善の鍵となる事務及び事業の把握・改廃措置の検討を深めていくものとする。また、このような方針の下に、独立行政法人の個々の事務及び事業に関し、当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠(特に、その根拠となる財務データを含む定量的指標やほかの組織における優良事例との比較分析結果)を適時に把握するとともに、可能な限り客観的かつ具体的な資料、データ等を入手し、活用するものとする。

なお、特に、中期目標に基づく「新しい知の創出が期待される」研究開発については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することとならないようにする等、事務及び事業の目的、内容等に応じた適切な視点からも検討を行うものとする。

## < 共通の視点 >

### (1) 事務及び事業の在り方に関する視点

#### 1) 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

##### 【政策目的の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。当該目的が既に達成されているのではないか。あるいは、当該事務及び事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている、当該目的を達成する上で、当該事務及び事業の有効性が低下している、ほかに想定される手法の方が有効性が高い等の状況が生じていないか。

##### 【社会経済情勢の変化の状況】

- ・ 当該事務及び事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。

##### 【国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係】

- ・ 当該事務及び事業により、どのような効果があるか。それが確実に実施されない場合に、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。また、当該事務及び事業を、国が関与しない業務とした場合に、どのような問題が生じるか。

##### 【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】

- ・ 当該事務及び事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。当該事務及び事業は、それらの者の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。また、当該事務及び事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況が生じていないか。

#### 2) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

##### 【制度的独占の必要性】

- ・ 制度的独占により行われている事務及び事業の場合、当該事務及び事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業への参入を認めた場合にどのような問題が生じるか。当該独立行政法人が担っていた事務及び事業を、ほかの主体と競争的に行う事務及び事業とする、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務及び事業とする等制度的な独占を廃した場合に、どのような問題が生じるか。

### (2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点

##### 【現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係】

- ・ 当該独立行政法人の設立目的は何か。当該事務及び事業と設立目的はどのように対応しているか。当該事務及び事業を、当該独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。

##### 【現行の実施主体の財務状況】

- ・ 当該事務及び事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降及び前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。当該事務及び事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。当該事務及び事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少し

ているといった状況が生じていないか。

【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】

- ・ 国、当該事務及び事業を担う独立行政法人、当該事務及び事業と関連する又はそれと類似する国の事務及び事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようになっているか。それは、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように変化しているか。現行の分担関係には、どのような効果があるか。当該事務及び事業について国と独立行政法人との間の分担関係を改める、独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】

- ・ 当該事務及び事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務及び事業とした場合に、どのような問題が生じるか。
- ・ 特定独立行政法人の事務及び事業の場合、当該事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。公務員以外の者が担当することとした場合に、どのような問題が生じるか。

### (3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

【効率化、質の向上等の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。当該事務及び事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。当該事務及び事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。

【効率化、質の向上等に係る指標等の動向】

- ・ 独立行政法人内で当該事務及び事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。また、当該指標は、当該独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように推移しているか。
- ・ 特に、財務状況については、当該事務及び事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。当該事務及び事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。

当該事務及び事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、当該事務及び事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合に、良好であると言えるか。

【勘定区分の機能状況】

- ・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

【受益者負担の在り方】

- ・ 利用者、顧客、受益者等から事務及び事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。当該事務及び事業について、対価を徴収することとした場合に、どのような問題が発生するか。また、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、その見直し



が必要となっていないか。

#### (4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

【過去の見直しの経緯及び効果】

- ・ 当該事務及び事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。また、その効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。
- ・ 当該事務及び事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。また、当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。

## 4 検討の手順

### (1) 年度評価における事務及び事業全体の精査

当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会が行う年度評価の結果についての評価を行う際に、当該年度評価の結果の中に示されている独立行政法人の業務の在り方等の方向について精査を行い、必要と認められる意見を述べることにしている(「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見 - 独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために - 」(平成14年12月 政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

当委員会としては、当該精査を、中期目標の期間の終了時における勧告に向けた検討の一環としても位置付け、視点及び特性をも踏まえつつこれを行うこととする。その結果、独立行政法人の事務及び事業の全体について必要と認められる改善の方向性や、その改善の鍵となるものとして、中期目標の期間の終了時における勧告に向けて当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業が見いだされた場合には、年度評価の結果について意見を述べる際に、別途、当該改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業が見いだされた旨の指摘を併せて行うものとする。

特に、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価(中期目標の期間の最終年度の前年度の業務の実績に関する評価)の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する上記の指摘を行う場合には、可能な限り具体的な指摘を行うものとする。

また、このような指摘を行った場合は、これに対する当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠を把握するものとする。

### (2) 具体的な措置の検討

当委員会は、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する具体的な指摘を行った場合、以後の勧告のための検討を的確に行うため、当該事務及び事業について、所要の情報収集、各方面の意見聴取等を迅速かつ積極的に行うものとする。

その際、当該事務及び事業の中期目標の期間を通じた実績の把握を行う場合その他必要な場合には、独立行政法人の長又はその主務大臣に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要請するものとする。また、特に必要な場合においては、独立行政法人の長及び主務大臣以外の者に対しても、必要な協力を要請するものとする。

当委員会としては、これらの情報収集等や年度評価の結果についての評価を

通じて得られた情報等に基づき、視点及び特性に沿って検討を深め、必要と認められる場合には、独立行政法人の事務及び事業の改廃に関し、以下に掲げるような措置について、できるだけ具体的な勧告を行うものとする。

また、その検討の際には、独立行政法人の事務及び事業に関連する政策評価の結果を考慮に入れるとともに、関連する内閣の方針、総務省が行う行政評価・監視の結果等を踏まえるものとする。

なお、中期目標の期間の最終年度に実施した年度評価についての意見を述べた後に、勧告に向けて改廃についての検討を行う必要性が緊急に生じた事務及び事業についても、上記に準じて検討を進め、必要な勧告を行うものとする。

#### < 独立行政法人の事務及び事業について想定される措置 >

事務及び事業の廃止

民間又は地方公共団体への移管

事務及び事業に関する制度的独占の廃止

自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減

事務及び事業のほかの独立行政法人又は国への移管

事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大

事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小

事務及び事業の運営の合理化・適正化

市場テスト(事務及び事業について、民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施 等

## 5 透明性の確保及びフォローアップの実施

当委員会が、年度評価の結果についての意見を述べる際に、改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する指摘を行った場合は、当該指摘の内容を速やかに公表するものとする。

また、当委員会が、主務大臣に対して勧告を行った場合には、その実効性を確保する観点から、関係独立行政法人、関係独立行政法人評価委員会及び独立行政法人関係制度を所管する関係府省にその写しを送付するとともに、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。以上に加えて、当委員会が、勧告のための検討において用いた独立行政法人の個々の事務及び事業に関する当該独立行政法人、各府省及び各府省の独立行政法人評価委員会の見解及びその根拠、関係資料、データ等についても、これを適時に公表するものとする。

さらに、当委員会は、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の組織及び業務の見直しのための措置として行われた関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置等において、当委員会の勧告の内容の反映状況等について、逐次フォローアップを行うとともに、その結果を公表する。

## 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（抄）

平成 15 年 8 月 1 日  
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

## 1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）

に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

## 2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1.の勧告方針に即して審議会在勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

## 3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2.において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第59条により読み替えられる国家公務員法第78条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

## 4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1.から3.までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第35条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

## 別紙

### 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

#### 1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

##### (1) 事務及び事業の在り方に関する視点

国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

- ) 政策目的の達成状況
  - ) 社会経済情勢の変化の状況
  - ) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
  - ) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

##### (2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- ) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ) 現行の実施主体の財務状況
- ) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- ) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

##### (3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- ) 効率化、質の向上等の達成状況
- ) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- ) 勘定区分の機能状況
- ) 受益者負担の在り方

##### (4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

#### 2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止

- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- ・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

### 3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

(1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

## 平成 18年度における独立行政法人の組織・業務全般 の見直し方針（抄）

平成 18 年 7 月 18 日  
政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 18 年度以降、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の中期目標期間の終了時期が初めて到来することとなる。これらの法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。）において、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることとされている。

また、平成 18 年度に、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9 法人）に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされており、融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

これらの見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめることとされており、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）としても見直しの方針を取りまとめることが求められている。

このため、委員会では、見直しの方針の策定に向けた精力的な検討作業を進めてきたところであり、「18 年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成 18 年 5 月 23 日行政減量・効率化有識者会議。以下「有識者会議指摘事項」という。）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）も踏まえ、今般、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて、当委員会としての方針を取りまとめた。

委員会としては、今後とも有識者会議指摘事項及び基本方針 2006 を踏まえつつ、この見直しの方針に沿って、個別の法人ごとに平成 18 年度における独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行うこととしている。各主務大臣及び各府省の独立行政法人評価委員会においても、

これらを踏まえた抜本的な検討が行われることを期待する。

## 1 基本的な見直しの考え方

独立行政法人制度は、中期的な目標管理と第三者による事後評価、廃止や民営化を含めた組織・業務全般の定期的な見直しなどにより、業務の効率性・質の向上を図るとともに、自律的な業務運営や業務の透明性を確保するための仕組みとして創設されている。

このため、独立行政法人は、業務の効率性・質の向上を図り、国民にとって真に必要なサービスをより低廉な費用で提供することが求められるとともに、透明性を確保し適切な見直しに資する観点から、貸借対照表、損益計算書など法定の財務諸表や独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に基づく行政サービス実施コスト計算書等の作成・公表が義務付けられている。

したがって、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次の視点を基本とする。

- ① 業務の廃止・縮小・重点化
- ② 経費の縮減、業務運営の効率化
- ③ 自己収入の増加
- ④ 情報提供（ディスクロージャー）の充実

なお、先般成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）において、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、独立行政法人の組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方を見直す旨規定されており（行政改革推進法第 15 条）、また、特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとされている（行政改革推進法第 52 条）点なども踏まえて検討を進める必要がある。

## 2 共通的な見直しの視点

上記 1 の基本的な見直しの考え方を踏まえ、独立行政法人については、行政改革の一層の推進、自律性の向上の観点から、i) 国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、ii) 独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当である。



今回の見直しの対象となる独立行政法人については、これまでも一般管理費、業務費等に関する削減目標が課されており、新たな中期目標期間においても明確な目標の下、

- ① 人件費総額について5%以上を基本とする削減(行政改革推進法第53条)
  - ② 一般管理費及び業務費について、平成17年度までに組織・業務全般の見直しが行われた法人に準じた厳しい削減
- を図るとともに、
- ③ 独立行政法人の業務運営に関する「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト：国民の負担に帰せられるコスト)について、国民負担の削減を図る観点からの改善

を行うための取組が重要である。

これらの実現のため、上記1に列記した①ないし④の基本的な見直しの視点ごとに、それぞれ以下のような具体的な検討を行うこととする。

#### (1) 業務の廃止・縮小・重点化

独立行政法人の業務の廃止・縮小・重点化の検討に当たっては、「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の政策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当である。

特に、累積損失やリスク管理債権残高が増加している事業など法人の財務の健全性確保の面で問題があると考えられる事業については、財務内容の悪化を早急に止める観点からの見直しが必要である。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人の業務は、国の政策の重点化・効率化に対応して適切な重点化・効率化が図られているか。達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものや低下しているもの、事業のニーズや効果が乏しいものはないか。業務実績が著しく低下しているものはないか。そもそも業務を実施するに至った経緯、背景事情等が、社会経済情勢の変化、交通手段の発展、情報化の進展等により変化し、その重要性が低下していないか。廃止も含めた抜本的な見直しを行う必要があるものはないか。
- ② 業務ごとのコストが当該業務から得られる収入に比べて著しく大きく、結果として、毎年度、国から大きな財政支出が行われている業務について、収支改善の見込みはあるか。達成すべき政策目的と毎年度のコストを勘案し、廃止、縮小等の検討を行うべきものはないか。
- ③ 業務の必要性が認められるとしても、総花的になっていないか。限られた人員や資金でより有効な成果を上げるためには、業務の重点化を図ることが適当ではないか。達成すべき政策目的への寄与度の小さな業務で、多くのコストをかけているものはないか。そのような業務について

は、廃止すべきではないか。

- ④ 事業化までの「呼び水」的な施策が当初の意図から離れて恒常化して官への依存を高めることとなり、かえって事業化の阻害要因となっていないか。こうした施策にはあらかじめ終期を設定すべきではないか。
- ⑤ 特別会計から運営費交付金、補助金、委託費等の交付を受けている業務について、行政改革推進法に基づく特別会計改革の動向も視野に入れ、事業の見直しを行う必要はないか。
- ⑥ 借入金又は債券発行により資金を調達している業務について、償還が適切に行われているか。機会費用の低減を図る観点から、国及び地方公共団体からの無利子貸付や出資の廃止又は縮小を図るべきものはないか。
- ⑦ 当該事務・事業は真に当該法人で実施すべきものか。国の機関、他の独立行政法人、地方公共団体、民間の機関等において、同様の又は類似の業務を既に実施していないか。また、より適切な他の実施主体はないか。より適切な実施主体がある場合、それに業務を移管することなどにより、法人の業務をより厳選する必要はないか。

なお、各府省においては、所管する独立行政法人の国の歳出への依存を低下させる取組の実効性を確保する観点から、当該法人に対する新たな業務の追加・委託や新たな補助金等の交付は、真に必要なものに限ることが適当である。

## (2) 経費の縮減、業務運営の効率化

独立行政法人については、国家公務員に準じた人件費削減の取組も求められており（行政改革推進法第53条）、人件費その他の経費を含めた全般的な見直しが必要となっていることから、上記(1)の業務の廃止・縮小・重点化を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 上記(1)の視点により廃止、縮小等を行うこととされた業務を担う部門はもとより、総務、経理業務などを担ういわゆる間接部門についても、事務処理の効率化等の一層の促進により、合理化すべきものはないか。
- ② 出先機関等を設置して業務運営を行っている法人については、その効率化を図るため、
  - i) 出先機関等を設置して行っている業務について、個々の機関等ごとに財務情報、業務実績等を把握し、費用対効果分析を行っているか。その結果はどのようになっているか。機関ごとの活用状況を踏まえ、整理合理化できるものはないか。また、業務の一体的な実施により要員が合理化できるものはないか。

- ii) 他の独立行政法人等の出先機関等が近接して類似の業務を行っていないか。業務の相互委託により合理化できるものはないか。
- ③ 随意契約については、「独立行政法人における随意契約の適正化について（依頼）」（平成 18 年 3 月 29 日付け事務連絡。総務省行政管理局長から各府省官房長あて。）を踏まえ、随意契約によることができる基準の具体化・公表、一定額以上の随意契約についての理由等の公表を行う必要があるが、法人において適切な措置が講じられているか。
- ④ 随意契約については、妥当なものに限定することとし、一般競争入札の比率を高めて市場原理を通じた効率的で低廉な発注の促進を図ることが適当である。随意契約で行われている業務について、一般競争入札の範囲の拡大や契約内容の見直し等により効率化を推進できるものはないか。また、随意契約の割合が過度に大きい業務等については、各府省の独立行政法人評価委員会においてその妥当性に関する評価が行われ、正当な理由が認められているか。
- ⑤ 機械的、定型的な業務等について、一般競争入札に基づく民間委託や市場化テストの活用により効率化を推進できるものはないか。
- ⑥ 物品等の調達に当たって、本部での一括調達を行う汎用品を活用することなどにより効率化を推進できるものはないか。

### (3) 自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させる観点から、独立行政法人の自己収入の増加を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人が提供する行政サービスは公共的なサービスであるが、受益が個人や各事業者に帰属する業務については、適切な費用負担を求める観点から、
  - i) 検査・試験等に係る手数料、教育・訓練・研修に係る授業料・受講料その他関連経費、展示施設等の入場料、施設等の使用料等について、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、受検者数、利用者数等の動向（予測）を踏まえつつ、その水準の引上げが可能なものはないか。また、これらの料金は、民間や地方の類似の機関、他の独立行政法人等と比べて、著しく低いものとなっていないか。
  - ii) 無償で行っている情報収集・提供等のサービスについて、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、有料化できるものはないか。
- ② 国有財産については、その効率的な活用の促進を図ることとされており、独立行政法人についても同様に、保有する土地・建物等の効率的な

活用の促進について検討することが適当と考えられるが、その利用実態、活用状況を精査し、地価の高い都市部に所在しているものの売却（必要な機能は郊外等へ移転）、現在は活用されていないものなどの民間への売却等を行うことができるものがないか。また、地価の高い都市部の賃貸ビルに入居している本部等について、事務所経費の節減を図ることができるものはないか。さらに、保有施設の一般利用への開放や関連する諸権利の有効活用などにより増収を図れるものはないか。

- ③ 出版物についての著作権等の活用、研究開発成果等についての特許取得の促進等による知的財産の活用、技術指導その他様々な手法を通じて増収が図れないか。

#### (4) 情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等のため、独立行政法人に対する評価が一層厳格かつ適切に行われ、その結果が事業選択や業務運営の効率化に反映される必要がある。そのためにも、セグメント情報の充実など独立行政法人の財務内容等の一層の透明性の確保を図る必要があるが、財務情報の作成・公開状況をみると、

- i) 運営費交付金の使途に係る決算情報については、管理会計等が不十分であることもあって、ほとんどの独立行政法人においておおまかなものしか公表されておらず、業務運営と経費の関係の把握が十分できない、  
ii) セグメント情報は、国民その他の利害関係者に対する説明責任の観点からの重要な財務や業務に関する情報と位置付けられており、各独立行政法人の業務実績の評価における重要な情報の一つと考えられるが、法人によっては、既に、業務ごと、研究開発プロジェクトごと、事業ごとのセグメント情報を作成し、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を受けているものがみられる一方、セグメント情報を作成していないものもみられる

などの状況となっている。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 事業ごとの評価・分析が適切に行われ、事業の見直しや運営の効率化に役立てられているか。事業効果の高いものへの重点化、事業全体の効率化を図る観点から、費用対効果分析や政策コスト分析などの情報を充実させるべきものはないか。  
② 決算情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。  
③ セグメント情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。

また、事業の成果やコストを重視した業務運営、管理・運営の適正化

により一層の業務の重点化、効率化を図るため、管理会計的な考え方を踏まえ、業務や研究開発プロジェクトごと等の収支管理を行うべきものはないか。

### 3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たり、特に、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人については、平成17年度までに見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を行っていることから、個別具体的な業務の性質や実態に即した検討が基本であると考ええる。

これらの業務のうち、重要方針において政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととされている融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務）については、委員会において、これまで「政策金融ワーキング・グループ」を開催して精力的に審議し、別途見直しの視点を取りまとめたところであり、これに基づく検討を併せて行うこととする。

#### (1) 融資等業務

融資等業務に関する見直しの視点の詳細については、別紙を参照。

#### (2) その他の業務

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中には、教育・訓練・研修など、これまで委員会が「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成15年7月1日）、「教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）等により評価の視点等を取りまとめた類型に該当する業務を実施しているのがみられる。教育・訓練・研修等の業務については、これらの成果を踏まえるとともに、例えば、以下のような視点からの抜本的な検討を行い、見直しを行うこととする。

#### ア 教育・訓練・研修業務

独立行政法人においては、教育・訓練・研修をその業務の一部としているのがみられる。

業務の運営実態についてみると、教育・訓練・研修のコースによっては、i) 受講定員に対して実績が低い、ii) 教育・訓練・研修の目的が十分に達成されていない又は成果が十分に上がっていないなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の教育・訓練・研修の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き教育・訓練・研修を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。教育・訓練・研修について、政策目的が既に達成されているもの、効果が十分上がっていないものはないか。

## イ 施設の設置・運営業務

独立行政法人においては、展示施設等の設置・運営をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 施設・設備の年間稼働率が低い、ii) 毎年度の施設の運営・維持管理に要するコストが利用に伴う収益を大幅に上回るなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 独立行政法人が施設等を設置・保有する目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、法人が自ら当該施設等を設置・保有し続けることは、適切か。特に、当該施設等の設置・保有に伴うコストに比べて、成果は十分なものといえるか。
- ③ 利用予測や施設規模に対して利用実績はどのように推移しているか。
- ④ 施設等の運営・維持管理に要する総費用(人件費を含む。)に対して、当該施設等の利用による収益は、どのように推移しているか。
- ⑤ 独立行政法人が直接運営している場合、その理由は何か。運営の全部又は一部を民間等に委託して効率化できないか(委託を行うに際しては、一般競争入札を経ているか)。

## ウ 助成業務

独立行政法人においては、第三者への助成をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、申請のあった制度利用者への給付件数が大幅に減少してきている助成金等があるなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の助成の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き助成を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。助成金等について、政策目的が既に達成されているもの、助成効果が十分

上がっていないものはないか。

## エ 調査・研究開発業務

独立行政法人においては、研究開発を本来業務とするもの、本来業務に付随する調査研究をその業務の一部とするものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 他の独立行政法人等でも類似性の高い研究テーマの設定や研究開発プロジェクトが行われているとみられる、ii) 関連する情報の収集・提供業務に多額の支出を伴っているなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 所期の目的どおりに研究成果が上がり、それが有効活用されているか。
- ② 他の機関でも類似性の高い研究開発プロジェクトを実施している場合、合理化、共同実施を図ることはできないか。
- ③ 調査・研究開発業務に関連して行われる情報収集・提供業務に係る支出や利用料等による収入はどのように推移しているか。支出の縮減、収入の増加を図ることはできないか。
- ④ 調査・研究開発に係る評価はどのように行われているか。評価結果をその後の業務にフィードバックする仕組みはどのようになっているか。
- ⑤ 社会経済情勢の変化や政策の重点化等に対応できていない研究、緊急性や必要性の乏しい研究、長期間ほぼ同様のテーマを設定して行っている研究等はないか。他の業務に付随して調査研究業務が行われている場合、引き続き実施する必要はあるか。

〔平成25年12月24日  
閣議決定〕

# 独立行政法人改革等に関する 基本的な方針(抄)



## I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第1次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も2回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。
- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- ・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

- また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となる必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。
- 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

## II 独立行政法人制度の見直し

I の基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

### 1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を确实・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により确实・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しいサービスを適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2. から4. に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5. で後述する。

## 2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルが十分に機能することが必要である。この PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

### (1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。
- 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。
- 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

### (2) 目標設定及び業績評価の在り方

- 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。  
主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

### (3) 法人分類に応じた評価手続の整備

#### ① 中期目標管理型の法人における評価手続

- 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。
- 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

## ② 単年度管理型の法人における評価手続

- 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

## (4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあつては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

## 3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

### (1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応さ

せるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。

- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

## **(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入**

- 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

## **(3) 主務大臣による事後的な是正措置**

- 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

# **4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実**

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

## **(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進**

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、

法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。
- 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのあつた資源配分を行う。
- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、
  - ・ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
  - ・ 中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。
- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

## (2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。

また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- 各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業

がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

- ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
- ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考えられる理由を説明するものとする。

監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

### (3) 調達合理化

- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

### (4) 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとめりに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業



報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

## 5. 研究開発型の法人への対応

### (1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。
- こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。
- 具体的には、研究開発型の法人について、上記2. から4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。
  - ・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
  - ・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
  - ・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関することを追加するものとする。
  - ・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
  - ・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目

標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。

- ・ 中期目標期間を長期化し、最大7年とする。

○ また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

- ・ 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
- ・ 法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- ・ 給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
- ・ 目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。
- ・ 研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。  
総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。
- ・ 上記のほか、2. から4. において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなって

おり、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

## (2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。
- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。
- 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。
  - ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
  - ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
  - ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。
  - ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
  - ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
  - ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
  - ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

### Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

#### 1. 組織等の見直しの基本的考え方

- 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。
- 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。
- 類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。
- 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

#### 2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

#### 3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

##### ① 金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

##### 【制度・運用の見直し事項】

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員

研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。

- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。
- 金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。

## ② 人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

### 【制度・運用の見直し事項】

- 裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

## ③ 文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

### 【制度・運用の見直し事項】

- 自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
- 法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
- 新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

## ④ 研修施設運營業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

### 【制度・運用の見直し事項】

- 保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。
- 自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。
- 施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。
- 一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

## ⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

### 【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるような体制を構築する。

## ⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

### 【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措

置の導入を図る。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

#### ⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
  - ・ 法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

#### IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。
- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。



